

令和 8 年 承認第 6 号

臨時代理の承認について

みよし市教育委員会教育長の権限に属する事務の決定権限に関する規程の
一部改正について

教育長に対する事務委任規則（昭和 6 0 年三好町教育委員会規則第 3 号、以下
「事務委任規則」という。）第 3 条により別紙の通り臨時代理したので、事務委任
規則第 4 条により報告し、承認を求める。

令和 8 年 5 月 2 7 日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

臨時代理書

令和8年度行政組織の見直しに伴い、次のとおり規程を改正することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、事務委任規則第3条の規定により、臨時に代理する。

令和8年4月1日

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

1 臨時代理の内容

みよし市教育委員会教育長の権限に属する事務の決定権限に関する規程の一部改正について

2 提出議案

別添のとおり

みよし市教育委員会教育長の権限に属する事務の決定権限に関する規程の一部を改正する規程

【趣 旨】 令和 8（2026）年度行政組織の見直しに伴い、必要な改正及び字句の整理を行う。

【内 容】 1 部・課・室の名称の変更
「経営企画部」を「企画部」とし、「秘書広報課」を「秘書課」とする。
2 みよし市職務権限規定に準用した決定区分について下記のとおり字句の整理を行う。
（1）人事課所管以外の特別研修又は派遣研修の実施または参加の決定に関する備考の但し書きを削除する。
（2）要綱その他行政の運用基準の制定改廃に関するもののうち、補助金等交付要綱の合議に「企画政策課長」を追加する。
（3）教育財産に関する決定については、「管財担当課長」の合議が必要と修正する。
（4）別表第 1（第 2 条関係）備考 2 に「監」を追加する。

【施行期日】 令和 8 年 4 月 1 日

みよし市教育委員会教育長の権限に属する事務の決定権限に関する規程（平成１６年みよし市教育委員会規程第１号）の一部を次のように改正する。

令和８年４月１日

みよし市教育委員会教育長 増 岡 潤一郎

（下線部分は改正部分）

改正後							改正前						
(決定権限の行使) 第2条 各職位は、別表第1及び別表第2に定める 決定区分により決定権限を行使する。 別表第1（第2条関係） 各課等共通決定区分表							(決定権限の行使) 第2条 同左 別表第1（第2条関係） 各課等共通決定区分表						
事務 の種 類	決定権 限事項	決定区分				備考	事務 の種 類	決定権 限事項	決定区分				備考
		教 育 長	部 長	次 長	課 長 等				教 育 長	部 長	次 長	課 長 等	
1 事 務 の 管 理	略						1 事 務 の 管 理	略					
2 組 織 及 び 人 事	1～6 略						2 組 織 及 び 人 事	1～6 略					
	7 人 事課 所管 以外 の特 別研 修又 は派 遣研 修の 実施 又は 参加 の決 定	〃	〃	〃	〃	人事課 長に合 議		7 人 事課 所管 以外 の特 別研 修又 は派 遣研 修の 実施 又は 参加 の決 定	〃	〃	〃	〃	人事課 長に合 議（た だし、 1デー マの受 講時間 が16 時間未 満の者 を除 く。）
	8～26 略							8～26 略					
3 事 務 の 執 行	1 略						3 事 務 の 執 行	1 略					
	2 陳 情請 願等 の回 答	〃	〃		〃	予算措 置され ている ものを 除き、		2 陳 情請 願等 の回 答	〃	〃		〃	予算措 置され ている ものを 除き、

					教育長決定は <u>企画部長</u> 、部長、次長及び課長等決定は財政課長に合議
3	国庫補助等又は地方債その他の特定財源に係る事業のうち財源内訳の未確定なものの実施	〃	その他のもの		教育長決定は <u>企画部長</u> 、部長決定は財政課長に合議
4 略					
5	条例、規則、規程等の制定改廃方針の決定	〃	〃		予算を伴うもので、教育長決定は <u>企画部長</u> 、部長決定は財政課長に合議

					教育長決定は <u>経営企画部</u> 長、部長、次長及び課長等決定は財政課長に合議
3	国庫補助等又は地方債その他の特定財源に係る事業のうち財源内訳の未確定なものの実施	〃	その他のもの		教育長決定は <u>経営企画部</u> 長、部長決定は財政課長に合議
4 略					
5	条例、規則、規程等の制定改廃方針の決定	〃	〃		予算を伴うもので、教育長決定は <u>経営企画部</u> 長、部長決定は財政課長に合議

	6 略					
	7 要綱その他行政の運用基準の制定改廃	重要なもの	軽易なもの		きわめて軽易なもの	法規的なものは総務課長、補助金等交付要綱は <u>企画政策課長</u> 及び財政課長に合議
	8～9 略					
	10 寄付の採納	負担付きのもの	その他のもの			負担付のものは、 <u>企画部長</u> に合議
	11～24 略					
	25 国及び県の褒賞の推薦（ <u>秘書課</u> で規定するものを除く。）	重要なもの	その他のもの			<u>秘書課長</u> に合議
4 教育財産	26～27 略					
	1 教育財産の取得手続	全該当事項				<u>管財担当課長</u> に合議
	2～10 略					

	6 略					
	7 要綱その他行政の運用基準の制定改廃	重要なもの	軽易なもの		きわめて軽易なもの	法規的なものは総務課長、補助金等交付要綱は財政課長に合議
	8～9 略					
	10 寄付の採納	負担付きのもの	その他のもの			負担付のものは、 <u>経営企画部長</u> に合議
	11～24 略					
	25 国及び県の褒賞の推薦（ <u>秘書広報課</u> で規定するものを除く。）	重要なもの	その他のもの			<u>秘書広報課長</u> に合議
4 教育財産	26～27 略					
	1 教育財産の取得手続	全該当事項				<u>財政課長</u> に合議
	2～10 略					

備考

- 1 部長とは、部に置かれた部長をいう。
- 2 次長とは、部に置かれた次長及び監をいう。
- 3 課長等とは、課に置かれた課長、主幹、所長及び館長をいう。

備考

- 1 部長とは、部に置かれた部長をいう。
- 2 次長とは、部に置かれた次長をいう。
- 3 課長等とは、課に置かれた課長、主幹、所長及び館長をいう。

附 則

この規定は、令和8年4月1日から施行する。